

## ○お寄せいただいた主なご意見とご意見に対する国土交通省の考え方

お寄せいただいた主なご意見	国土交通省の考え方
関連資料の提供の充実及び意見公募期間を約1ヶ月は確保すべきである。	関連資料については、国土交通省ホームページ等で公表しております。公募期間については、本パブリックコメントは行政手続法に基づかない任意のパブリックコメントであることを踏まえて期間を設定しております。
公営住宅の単身入居制度の拡充を図るべきである。	公営住宅においては、特に居住の安定を図る必要がある高齢者、身体障害者等の単身入居を可能としており、社会経済情勢の変化を踏まえ、精神障害者、知的障害者、DV被害者をその対象に追加する等の見直しを行ったところです。
「人権教育・啓発推進法」をふまえ、「入居制限」の要因の一つとして存在する精神障害者や知的障害者への偏見、外国人への差別意識など「住宅確保要配慮者」への差別・偏見の解消を明記すべきである。	「住宅確保要配慮者」への差別・偏見の解消は重要であると認識しており、本基本方針案では、円滑な入居を困難にしている要因及び必要とする支援措置を的確に把握した上で、適切な施策を講じることが必要である旨を記述しております。
公的賃貸住宅に入居できる権利を有しながら、ストックの問題から民間賃貸住宅に入居せざるを得ない「住宅確保要配慮者」への「家賃補助制度」の創設を明記すべきである。	住宅確保要配慮者の居住の安定の確保について、一定の質が確保された公的賃貸住宅を供給するという手法ではなく、民間賃貸住宅に入居した場合に家賃補助を行うという手法で行うことについては、住宅の質の向上に寄与しないのではないかなど様々な課題が指摘されていますので、慎重に検討していく必要があると考えております。

<p>「円滑な入居促進と居住支援施策の推進」にあたって「地域住宅交付金制度の提案事業」の積極的活用を図るため、行財政両面での支援と協力を行うべきである。また、財政上の課題を抱えていて「基幹事業」の計画を持ち得ていない自治体においても、提案事業が積極的に活用できるよう要件緩和等の配慮を行うべきである。</p>	<p>民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るためには、地域住宅交付金の提案事業の活用が有効ですが、国としてもその積極的な活用を促進していきたいと考えております。また、基幹事業となる公的賃貸住宅等に係る事業を地域住宅計画に位置づけられない地方公共団体においては、例えば、基幹事業を有する他市町村や都道府県と共同して計画を策定することにより、提案事業を活用することが可能となる場合があります。</p>
<p>公営・改良住宅が集中する地域において「住宅確保要配慮者」の入居が促進されることによって生じる問題について明記すべきである。</p>	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進にあたっては、様々な属性の世帯が共生し、バランスのとれたコミュニティーが形成されることに十分に配慮することが重要であるとともに、高齢者等の居住の安定を図る上で、サポートする子ども世帯と同居等をすることも有効であると考えており、その旨本方針案において記載しております。</p>
<p>公営・改良住宅に「住宅確保要配慮者」が集中することで生じる福祉、医療、生活、教育、子育て、就労などの様々な課題について「発見」「相談」「支援」といった必要な行政サービスへと誘導できるシステム、例えば、シルバーハウジングのような発想で、支援団体が積極的、継続的、専門的にこうした問題に対応できる「安定居住支援相談事業（相談）」のような制度を立ち上げるべきである。</p>	<p>ご提案のような施策の立ち上げにあたっては、各地域の状況を踏まえて、各自治体や関係団体において対応することが考えられますが、その場合は地域住宅交付金の提案事業の活用が有効であると考えております。</p>

<p>公営住宅等について、入居者と親族との関係を考える発想を改め、血縁に基づかない同居、近居、共同住宅に対するサポートの充実を図るべきである。</p>	<p>福祉施策の推進等を図るため、公営住宅等における血縁に基づかない同居等も重要と考えており、例えば公営住宅のグループホーム等としての活用が行われているところです。</p>
<p>地域の低額所得者の公営住宅に対する需要が、その供給を上回っている場合には、既存の公営住宅等のストックの活用の他に「公営住宅の新規建設」を追加するべきである。</p>	<p>本基本方針案においては、既存の公営住宅等のストックの有効活用、借上公営住宅制度の活用や公営住宅の建替えなど、公営住宅の供給に係る効率的な方策の代表事例を記載しております。</p>
<p>公営住宅の補完として低廉な家賃で良質な賃貸住宅の供給を促進するべきである。</p>	<p>地域優良賃貸住宅制度は、公営住宅を補完して地域の住宅セーフティネットの充実を図る上で効果的かつ効率的な施策であることから、本制度の積極的な推進を図ることが重要であると考えております。</p>
<p>地域優良賃貸住宅について、公営住宅に入居できない住宅確保要配慮者である住宅資格者に優先的に入居できるような措置を取ることが必要である。</p>	<p>地域優良賃貸住宅の入居者資格については、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等各地域において賃貸住宅の確保に関し特に配慮を要する者を対象とすることが可能となっていますので、地域の住宅事情を踏まえて各地域において判断されるものと考えております。</p>
<p>公営・改良住宅の入居募集について、公営住宅が建設された地区の情報を入居希望者へ提供すべきなのか否か、国土交通省の基本的見解を明らかにするべきである。</p> <p>提供する場合は、入居選考よりも前に提供するのか、選考を完了してから提供するのか示してほしい。</p> <p>提供しない場合は、その後のトラブルの発生について、どのように対応されるか教えて欲しい。</p>	<p>建設された公営・改良住宅の入居募集について、公営住宅が建設された地区の情報の提供については、それぞれの住宅管理者において適切に判断されるものと考えております。</p>

<p>貸主に対する家賃債務保証制度の活用等を推進することにより家賃滞納等の不安を解消させるとともに、生活上の困難で家賃を滞納した借家人への支援制度、他へ転居するための移転費用の補助制度を設けるべきである。</p>	<p>住宅確保要配慮者に対して賃貸人が抱く不安に対応するため、未払い家賃等の費用を保証する家賃債務等保証制度の活用を図っております。一方、民間賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して家賃補助のように直接支援することについては、住宅の質の向上に寄与しないのではないかなど、様々な課題が指摘されており、慎重に検討していく必要があると考えております。</p>
<p>「支援を必要とする住宅確保要配慮者の属性」「円滑な入居を困難にしている要因」「必要とする支援措置」に関する情報の把握は「人権侵害につながる可能性のある情報」である一方、真に必要なとする支援措置や行政サービスへ誘導することが重要である。</p> <p>「円滑な入居を困難にしている要因」を取り除いて円滑な入居の促進を図り、「必要とする支援措置」へ誘導するための相談・支援体制を推進するにあたって、国土交通省としての基本的な考え方を明らかにするべきである。</p>	<p>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して、各地域において、支援を必要とする住宅確保要配慮者の属性、円滑な入居を困難にしている要因等を把握し、適切な対応を図る必要があると考えますが、その場合には、個人情報等の取り扱いに十分に注意して適切に行う必要があると考えております。</p>
<p>入居促進と情報提供が円滑に推進されるための「中核的な役割を果たす機関」の運営等については、住宅確保要配慮者である当事者等の参画を義務づけて、意見を反映させることが重要であることを明記するべきである。</p>	<p>住宅確保要配慮者等に対する支援に係る取組みにおいては、住宅確保要配慮者の利便性を高める観点から、住宅確保要配慮者の意見を反映させることは重要ですが、必要に応じ、居住支援協議会及びその構成員等を通じて住宅確保要配慮者の意見は反映されるものと考えております。</p>